鳥取市医療看護専門学校
履　修　規　程（抜　粋）

第１章　　総　則

（目　的）

第１条　この規定は、学校法人大阪滋慶学園　鳥取市医療看護専門学校学則（以下、「学則」という。）第２３条、第２４条及び第２５条に基づき、授業科目の履修、成績評価の方法等について定めるものとする。

（履修方法）

第２条　授業科目並びに授業時間数は、学則別表１－１、１－２、１－３、１－４のとおりとし、学生は全ての科目を履修し、単位を修得しなければならない。

（卒業に必要な単位数）

第３条　看護学科では、卒業要件に必要な１０６単位を取得したものに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

２　理学療法学科では、卒業要件に必要な１４１単位を取得したものに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

３　作業療法学科では、卒業要件に必要な１４５単位を取得したものに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

４　医療福祉総合学科では、卒業要件に必要な８６単位（医療事務専攻）、８５単位（健康運動実践専攻）を取得したものに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

第２章　履修申請

（履修許可）

第４条　学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請書により学校長に申請し、許可を得なければならない。

（履修申請）

第５条　履修申請書は、毎年学校長が定める期間に提出しなければならない。

２　正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請書を提出しない者は、履修を許可しない。

３　既に合格または単位認定を受けた授業科目を再度履修することはできない。

（実習科目履修の倫理的配慮）

第６条　各臨地実習を履修する際の倫理的配慮に関しては、「臨地における倫理的配慮に関する規定」に定める。

第３章　成績評価及び単位認定

（成績評価等）

第８条　成績の評価は、学則第２３条に定めるところにより、試験のほか、学業の状況を勘案して行う。

２　成績は、優・良・可・不可の評語をもって表し、その評価基準は次のとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべて可の表記とする。

優：８０点以上
良：８０点未満７０点以上
可：７０点未満６０点以上
不可：６０点未満

３　入学前の単位を認定された場合は、評価欄に「認」と表記する。

４　複数の教員または講師が担当する科目については、一の試験で成績を評価する。その配点比率は担当する授業時間の割合による。

５　海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてＧＰＡ制度による評価を行う。

ＧＰＡは１単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下のとおりである。

（１）　第８条２の評語を持って表した評価を５段階評価（Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｆ）に置き換え、その評価を４から０までの点数（ＧＰ：Grade Point）に置き換える。

（２）　置き換えた点数（ＧＰ）に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総

和（ＧＰＴ：Grade Point Total）を履修科目の各単位数の合計で割る。

【４段階評価】

評点	評語
８０点以上	優
７０点～７９点	良
６０点～６９点	可
５９点以下	不可

↓（置き換え）

【５段階評価】

評点	評語	Grade Point
９０点以上	Ａ	４
８０点～８９点	Ｂ	３
７０点～７９点	Ｃ	２
６０点～６９点	Ｄ	１
５９点以下	Ｆ	０

＜計算例＞

各授業科目で得たＧＰと当該授業科目の単位を乗じた合計が４０であり、各授業科目の総単位数が２０の場合、ＧＰＡは２．００となる。

（単位認定）

第９条　科目に対する単位を修得するためには、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。

（１）　履修登録が正規に行なわれていること。

（２）　試験結果が可以上であること。ただし、授業時間数の３分の１以上の欠課がある場合は、それを補う補講を受けない限り試験を受けることはできない。

（入学前の既習単位の認定）

第１０条　学則の第１８条により、学生本人からの申請に基づき、履修認定会議にて入学前の修得単位の認定の可否を審議する。

２　履修認定会議に関する事項は「会議規定」に定める。

３　単位が認定されたものについては、学校長が「単位認定書」を交付する。

４　「単位認定書」に記載した科目は、成績証明書ならびに学籍簿では「認」と表示される。

第４章　試　験

（試験）

第１１条　試験は履修許可を得た科目についてのみ受けることができる。

２　試験は各科目終了時に実施する。

３　試験の方法は、筆記、口頭および実技とする。

（追試験）

第１２条　追試験は定期試験の受験資格を有する者が、疾病その他の正当な理由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ欠席届及び事由証明書（診断書、第三者証明書）等を提出し、学校長から正当な理由として認められた者に対し行う。

２　前項の規定により追試験を受けようとする者は、翌登校日に追再試験受験願（様式１２）を提出しなければならない。

３　追試験の成績は素点の８０％を評価点とする。

（再試験）

第１３条　定期試験において、試験成績が不合格（６０点未満）の科目については、再試験を受けることができる。

２　前項の規定により再試験を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として２日以内に追再試験受験願（様式１２）を提出しなければならない。

３　再試験は原則として１回とする。再試験において６０点未満の者は、その科目の単位は認定されない。

４　再試験の成績は、素点が６０点を超えても評価点は６０点とする。

（追臨地実習）

第１４条　病気その他の正当な理由により、臨地実習を３分の１以上欠席したときは、その届出がある場合に限り追臨地実習を行うことができる。

２　追臨地実習を希望する者は、欠席後最初に登校した日から原則として２日以内に追実習

願（様式１２）を提出しなければならない。
３　追臨地実習は原則として長期休暇中（春・夏のみ）に行い、各休暇１科目とする。

（再臨地実習）

第１５条　実習評価が６０点に達しない場合は、履修認定委員会議の議を経て、その必要性が認められた場合に限り、１回に限り再臨地実習を行うことができる。

２　前項の規定により再臨地実習を受けようとするものは、本人に成績を通告した日から原則として２日以内に再臨地実習願（様式１２）を提出しなければならない。
３　再臨地実習の成績は、合格点に達した場合は、素点によらずすべて６０点とする。
４　再臨地実習は原則として長期休暇中（春・夏のみ）に行い、各休暇１科目とする。

（試験時の不正行為）

第１６条　受験中不正行為をしたものは、当該学期の履修全科目を無効とし、さらに学則により、停学、または退学処分とされることがある。

（１）　不正行為が単純であると認められる場合には、訓告に処し、原則としてその年度の当該授業科目を無効とする。
（２）　不正行為が悪質であると認められた場合には、停学処分とし、当該年度の全科目を無効とする。
（３）　不正行為が２度に及んだ場合には、学則２８条に該当するものとみなし、懲戒する。

附　則

１．この規定は平成３１年４月１日から施行する。
２．この規定は令和２年４月１日から施行する。
３．この規定は令和３年４月１日から施行する。
４．この規定は令和４年４月１日から施行する。
５．この規定は令和７年４月１日から施行する。
６．この規定は令和８年４月１日から施行する。